# 滋賀県危機管理センター施設長寿命化計画 (個別施設計画)

令和2年3月 滋賀県知事公室防災危機管理局

					坐十口.	加九千二万时点			
基本情報									
施設名称	滋賀県危機管	理センター							
HPアドレス	https://www.pref.shiga.	lg.jp/ippan/bousai/sougo/12511.html	(建物外観等)						
電話番号	077-528-3430		Address.						
所在地	大津市京町四	丁目1番1号	A. A.		414.55				
設置目的	かつ迅速に行う 充実強化を図る センターの設置	京の事態に際して危機管理を的確 迅速に行うとともに、地域防災力の 強化を図るため」(滋賀県危機管理 第一の設置および管理に関する条 成27年10月20日滋賀県条例第56							
所管	部局	知事公室							
	課等	防災危機管理局							
設置	年月	平成27年7月			7-7	30,137,124			
	敷地面積	24,432 m <sup>2</sup>	避難所指定等			_			
土地	市街化区域	市街化区域	防災拠点指	定等	有	_			
	用途地域	商業地域	文化財指定			_			
建物	延床面積	5,487.1 <b>m</b> ²	再生エネル	ギー等	太陽光発電、防災井戸				
生彻	取得価額	3,283,878,400円	自家発電設	<u></u> 備		有			
	運営方法	直営		障害者用エレベーター		有			
運営	運営時間	上記条例に定めるとおり	バリアフ	多目	的トイレ	有			
	休館日	上記条例に定めるとおり	リー	オストメイ	(ト対応トイレ	有			
駐車	台数	5台		車いす使	用者用駐車場				
나는 우리 글로 구도		•			•				

特記事項

設置年月は、引渡し日を記載。 取得価格は、設計・監理費等 88,612,000円を含む。 駐車台数は、公用車用。(一般来館者用駐車場は無し)

紅平口奴は、公用平用。( 放木貼台用紅平物は無し/										
	施設概要									
名称	主体構造	設置年	延床面積	階数	耐震	備考				
滋賀県危機管理センター	鉄筋コンクリート 造(一部プレキャ ストコンクリート造)	H27.7.7	5,487.1 m <sup>2</sup>	5	新耐震	免震構造 (地上5階·塔屋1階)				
成果情報										
	H28	H29	H30	3 <sub>力</sub> :	年平均	備考				
利用可能日数(単位:日)	365	365	365			H27.1供用開始				
年間利用人数(単位:日)	11,035	8,990	11,249		10,424.7					
1日あたり利用人数(単位:人/日)	30.2	24.6	30.8		28.6					
年間収入(単位:円)	430,300	412,400	752,000			H28.4貸館開始				
1日あたり収入(単位:円/日)	1,178.9	1,129.9	2,060.3		1,456.3					
コスト情報										
	H28	H29	H30	3 <sub>力</sub> :	年平均	備考				
収 <u>入(単位:円)</u>	430,300	412,400	752,000		531,566.7					
施設利用収入	430,300	412,400	752,000		531,566.7	H28.4貸館開始				
支出(単位:円)	38,179,607	39,155,901	37,179,857			H27.1供用開始				
光熱水費	11,468,595	10,662,878	9,547,168	1	0,559,547.0	維持管理費は、委				
維持管理費	26,711,012	28,493,023	27,632,689	2	7,612,241.3	託·役務·消耗品·資				
						格取得経費等、光熱				
収支(単位:円)	-37,749,307	-38,743,501	-36,427,857	-3	7,640,221.7	水費以外の総額				
資産老朽化比率(※)	3.66%	5.66%	7.66%							

※減価償却累計額/(有形固定資産合計-土地+減価償却累計額)

## 1. 策定の趣旨

本計画は、インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)および滋賀県公共施設等マネジメント 基本方針(平成28年3月、以下「基本方針」という。)に基づき、戦略的な維持管理・更新等を推進するため、個別施設毎の具体の対応方針を定める計画として策定するものです。

## 2. 対象施設

## 滋賀県危機管理センター

滋賀県公共施設等マネジメント基本方針における「3施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」の「1. 庁舎等」にかかる建築物およびその付帯施設

#### 3. 計画期間

定期点検サイクル等を考慮の上、可能な限り計画期間の長期化を図ることで、中長期的な維持管理・更新等に係るコストの見通しの精度向上を図るため、令和元年度から令和10年度までの10年間とする。

# 4. 個別施設の状態等

#### (1)施設の劣化・損傷の状況や要因等

滋賀県危機管理センターは建築後4年(令和元年7月時点)を経過したところであり、老朽化・ 劣化の兆候はまだ見られない。

## (2)点検・診断の実施方針

「滋賀県県有施設点検マニュアル」に基づき毎年点検を行うほか、建築基準法第12条第2項および第4項による定期点検、その他建築設備の法定点検等の結果に基づき施設の劣化状況や修繕の緊急度を把握する。

また、建築物の老朽化の進行や安全性に影響を及ぼす恐れのある設備についても、年間を通しての保守契約の中で、劣化状況や修繕の緊急度を把握する。

# (3)その他、対策を実施する際に考慮すべき事項

本施設は、滋賀県における災害対応拠点としての役割等を担う必要があることから、免震装置・自家発電設備・給排水設備、映像設備等の機能を維持し続けることが求められており、特に 設備の予防保全に努める必要がある。

# 5. 対策の優先順位の考え方

#### (1)目標使用年数

滋賀県県有施設長寿命化ガイドラインに基づき目標使用年数を65年とする。

#### (2)当該施設が果たしている役割等を踏まえた優先順位の考え方

本施設は、滋賀県における災害対応拠点としての役割等を担う必要があることから、建屋の健全性を損なう恐れのある老朽化(免震装置・建屋壁面等)を最優先、自家発電設備をはじめとする電気設備を次順位として対応する。

なお、給排水・空調等の衛生設備に関しても衛生環境を維持する上で、緊急度の高いフロアから対応する。

対策の実施にあたっては、施設の劣化状況や点検・診断結果等を踏まえ、財政負担の平準化等も考慮しながら、計画的に行うものとする。

# 6. 対策内容と実施時期

#### (1)基本的な方針

「現状や課題に関する基本認識」を踏まえ、①施設総量の適正化、②施設の長寿命化、③施設の計画的な更新の3つを柱とした取組を総合的に推進し、将来の更新や維持管理に係るトータルコストの縮減・平準化を図る。

#### (2)取組方針

#### |①点検・診断等

・劣化状況や不具合状況の的確な把握が重要であることから、法定点検に加えて、全庁的に活用可能な「県有施設点検マニュアル」を策定のうえ点検を徹底し、劣化や不具合の進行可能性や施設に与える影響などについて評価(診断)を行う。

・また、点検・診断等の結果を適切に集積し、施設の維持管理・修繕・更新等への反映させることで、公共施設における「メンテナンスサイクル」を確立する。

・長寿命化対象施設については、施設点検調査を実施し、経年による劣化状況や外的負荷(気候 天候、使用特性等)による建物性能の低下状況やこれまでの維持管理の状況等を踏まえた長期 保全計画を作成する。

#### ②安全確保

・公共施設の管理においては、県民・利用者の安全確保を最重要事項として認識のうえ、点検・診断を実施し、危険性の有無を適切に把握するとともに、危険性が認められた場合は、速やかに安全確保のための措置を行う。

・老朽化等により供用廃止され、かつ今後も利用見込みのない公共施設は、危険性が生じることがないよう適切に処分・除却等を進める。

## ③耐震化

|・対応済み。

## ④施設総量の適正化

· 今後の人口減少や少子高齢化の進展等による施設ニーズや県の役割の変化、施設の利用状況、建物性能、維持管理費、政策的必要性等を踏まえた「施設評価」を実施し、その結果に基づき、施設の統合・廃止・縮小等を継続的に実施する。

・更新時期が到来した施設については、国・市町の施設との利用調整や、他目的施設との合築等の方策を検討する。

· 統廃合等で不要となった施設は、他用途への転用や市町、民間への売却など適切な処分を行う他、計画的に除却等を進める。

#### ⑤長寿命化

・長寿命化対策の取組の方向性や考え方をまとめた「県有施設長寿命化ガイドライン」に基づき、 長寿命化対象施設の「長期保全計画」を作成し、中長期的かつ計画的に予防保全を実施すること で、長寿命化を図る。また、長寿命化対策の実施時期が集中しないよう実施時期を適切に調整 し、財政負担の平準化を図る。

・「県有施設点検マニュアル」に基づく施設の点検実施により、不具合箇所や劣化状況の早期の 把握・対応を行うことで、可能な限り長寿命化を図る。

# ⑥維持管理・修繕・更新等

・施設の安全性や施設の運営に支障をきたすことのないよう、適切に維持管理・修繕等を実施する。

・施設の更新(建替・改修)については、施設が果たす役割や将来ニーズ、費用対効果、劣化状況、財政負担の縮減・平準化の観点を踏まえて事業の必要性や規模の縮小を基本としつつ適正規模等を十分見極めながら、計画的に更新の実施時期を調整することにより、財政負担の平準化を図る。また、PPP/PFI 等を含む民間活力を活用する手法もあわせて検討し、更新・修繕コストや管理運営コストの縮減を図る。

7. 5	対策費用												
(1)	長寿命化対策										(単位:百万円) R10 計 0 0		
	施設名					左	F次計画	Ī					
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	計	
	危機管理センター												
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	主な対策												
(2)	大規模改修										(単位:百	5万円)	
	施設名	年次計画 R1 R2 R3 R4 R5 R6 R7 R8 R9 R10 計 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0											
	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	計	
	危機管理センター												
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	主な対策												
(3)	その他の修繕										(単位: E	<u> 5万円)</u>	
	施設名												
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	計	
	危機管理センター												
	A =1												
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	主な対策												
		多算が確	定される	<u> </u>	<u>はない。</u>								
8. J	更新履歴												
						<del>-</del> -	<u></u>						
	更新年月						新した 内	谷					
1													